職場内で回覧してください

協会けんぽとやま

2023年 5月号

健康保険組合等にご加入の事業所様は各健康保険組合にお問い合わせください

従業員が健康で働き続けるために 特定保健指導を利用しましょう！

従業員の健診結果を放置していませんか？生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム（以下「メタボ」という）は、内臓脂肪の蓄積により、高血圧・高血糖・脂質異常等が重複した状態のことです。自覚症状がほとんどなく、放っておくと動脈硬化が進行し、脳出血や心筋梗塞等の病気の引き金となります。

重篤な病気の発症

脳出血　脂質異常　高血糖　高血圧　肥　満　心筋梗塞

事業所にも大きなダメージ

退　職　欠　勤　長期休職

大切な従業員を守るために事業所ができること…

特定保健指導の活用！ ～健康のプロが無料で実施!～

健診の結果から、メタボリスクのある方に保健師や管理栄養士が面談し、食事や運動など、一人一人に合った具体的なアドバイス･支援をさせていただきます。**面談はリモートでも実施可能**です。

オススメ! 特定保健指導を受ける方法

健診当日に特定保健指導を受ける場合

○健診当日に健診機関の保健師等が対象となった方に声掛けし、30分程度面談を行います。
（一部の検診車健診においても、健診当日に特定保健指導を受けることができます。）

Check!　特定保健指導を健診当日に受けるメリット

①健診受診後、すぐに結果を知ることができ、**健康意識が高いうちにアプローチ**できます！
②後日特定保健指導を受ける場合の日程調整の必要がないため、**お仕事への影響が最小限**です！

※特定保健指導を実施していない健診機関もありますので、詳しくは健診機関へお問い合わせください。

後日に特定保健指導を受ける場合

○生活習慣病予防健診受診後２～３か月程度で事業所に「特定保健指導のご案内」が届きます。案内に同封されている「回答用紙」をご提出ください。

リモートでの面談を活用
営業所ごとに訪問
土曜日等の休日を活用

事業所様のご都合に合わせて
面談日程を調整します。
お気軽にご相談ください。

特定保健指導の流れ

個別で面談（30分程度） ▶ ３～６か月、電話や手紙、メール等によるサポート ▶ 脱メタボ

事業所での取り組み事例

- 健診当日に受けることを原則としている
- 社長が対象者へ積極的に声掛け・説明し、受けさせている
- 就業時間中に受けられるように調整する
- 面談スペースを確保する
- リモート面談を活用し、日中事業所にいない従業員にも受けてもらう

●お問い合わせ先　保健グループ　TEL:076-431-5273

社会保険事務ご担当者様へ
傷病手当金支給申請書の記入ポイント

令和５年１月から申請書の様式が変更したことに伴い、特に記入漏れ・記入誤りの多いポイントを２点ご紹介します。事業所ご担当者様におかれましては、以下のポイント・記入例を参考にご記入いただきますようお願いします。

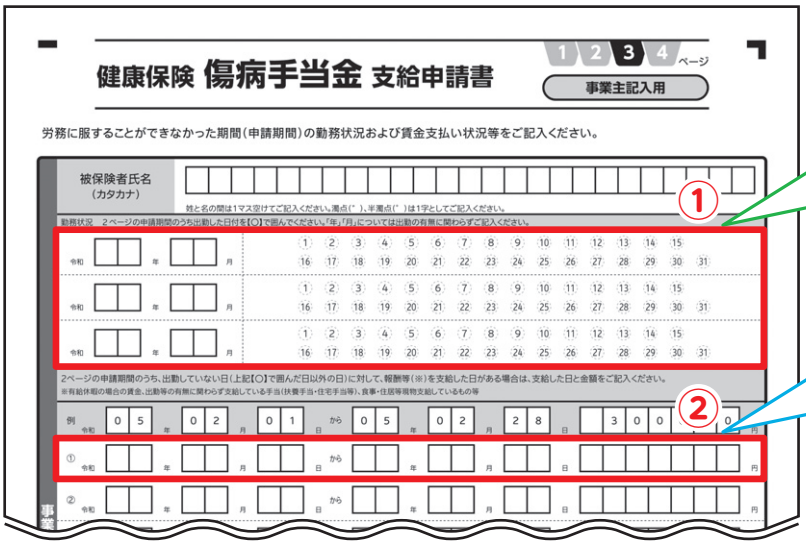

①勤務状況の記入漏れ・誤り

- 申請期間中、**出勤した日のみ「○」**をご記入ください。
- 申請期間中に出勤していない場合は、**申請期間の対象年月のみ**ご記入ください。
- 有給、公休、欠勤日は記入不要です。

②賃金支給内訳の記入漏れ・誤り

- **申請期間中かつ出勤していない日**に対して支給している手当、有給等についてご記入ください。詳しい記入例については以下をご覧ください。

賃金支給内訳の記入例

申請期間：令和５年１月15日～令和５年１月31日
給与締日：末日締め
支給した賃金：通勤手当(10,000円/月)　資格手当(5,000円/月)
有　　給(　9,000円/日)　有給取得日…１月13日、１月16～20日、１月23日　の場合

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
有給	公休	公休	有給	有給	有給	有給	有給	公休	公休	有給	欠勤	欠勤	欠勤	欠勤	公休	公休	欠勤	欠勤

申請期間

①	令和	05	年	01	月	01	日から	05	年	01	月	31	日	15000	円	……通勤手当と資格手当の合計額
②	令和	05	年	01	月	16	日から	05	年	01	月	20	日	45000	円	……有給（１月16～20日分）
③	令和	05	年	01	月	23	日から	05	年	01	月	23	日	9000	円	……有給（１月23日分）

１月13日分の有給は申請期間外のため記入不要となります。

○ 賃金欄に記載必須な例

- 申請期間中に固定（かつ欠勤控除していない）で支給した手当
- 申請期間中に取得した有給
  ※連続して取得した有給は、まとめてご記入ください。

✕ 賃金欄に記載不要な例

- **出勤日に対して**支給した賃金（固定でない残業代含む）
- 賃金計算期間に支給した賃金の総額
- 申請期間中に報酬がない場合（下の例参考）

例）① 令和 05 年 01 月 01 日から 05 年 01 月 31 日 0 円

- 賞与等、一時的に支給した賃金

さらに詳しい記入例はこちらから

●お問い合わせ先　業務グループ　TEL:076-431-6155

全国健康保険協会 富山支部
協会けんぽ
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/toyama/

メールマガジン会員募集しています
右の二次元コードから簡単に登録ページにアクセスできます！　※通信料はお客様のご負担となります。

〒930-8561
富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま6階
TEL：076-431-6155（代表）

協会けんぽ　富山　検索